東大阪文化財を学ぶ会会則

第１章　　名称及び事務所

第 １条　本会は「東大阪文化財を学ぶ会」と称す

第 ２条　本会の事務局は東大阪文化財を学ぶ会、会長宅におく

第２章　　目的及び事業

第 ３条　本会は会員相互の親睦をはかり東大阪市に所在する文化財を中心に広く各地方の歴史・風土について学び、調べ育て、さらに保存と顕彰につとめる

第 ４条　本会は前条の目的達成するために次の事業を行なう

（１）文化財に関する諸行事の開催

（２）文化財に関する印刷物の刊行

（３）文化財関係諸団体との提携

（４）その他本会の目的達成のための必要な事業

第３章　　会員

纂 ５条　本会の目的に賛同するものをもって会員とし.会費を納入するものとする

第４章　　幹事

第 ６条　幹事は会員の中から選出し、幹事会を構成して本会の重要事項の議決にあたる

第 ７条　幹事の任期は２年とする但し、再任を妨げない

第５章　　役員

第 ８条　本会に次の役員をおく

会長１名、副会長１名、会計２名、常任幹事２名

第 ９条　役員は幹事会において選出し、総会の承認を得て決定する

第 10 条 役員の任期は２年とする但し再任を妨げない

（１）役員に欠員を生じた場合は幹事会において補欠役員を選出する

（２）補欠役員の任期は残任期間とする

（３）次期役員が就任するまでは前任者が代行する

第 11 条 （１）会長は本会を代表し会務を統括する

（２）副会長は会長を補佐し会長不在のときはその代理をつとめる

（３）会計は本会の会計を司どる

（４）常任幹事は本会の事務を処理する

第６章　　顧問または相談役

第 12 条　本会は顧問または相談役をおくことができる

（１）顧問または相談役は幹事会の議決を経て会長が委嘱し、本会の重要事項の諮問に応じる

（２）顧問または相談役の任期は役員に準ずる

第７章　　会議

第 13 条　本会はその目的達成のために次の会議をもつ

総会　役員会　幹事会

第 14 条　（１）総会は原則として年１回開催し本会の活動方針、予算、決算、役員幹事の承認及び会則の改正を決定する

（２）総会の議決は総会出席者の過半数で決定する

第 15 条 （１）幹事会は会長がこれを招集し、役員会より提案の重要事項を議決し執行する

（２）幹事会は幹事の半敦以上の出席をもって成立し、犠決は出席者の過半数で決定する

第 16 条 （１）役員会は本会の運営に関して企画立案し、幹事会に提案する

（２）緊急やむを得ない事項は役員会において、これを処理し次回の幹事会に報告する

第８章　　会計及び会計監査

第 17 条　本会経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる

第 18 条　会計年度は毎年４月１日から始まり、翌年３月 31 日に終わる

第 19 条 （１）会計監査は幹事の中から２名を会長が指名し、幹事会の承認をうる

（２）会計監査は年１回以上、会計の監査をし、総会に報告する

（３）会計監査の任期は幹事に準じる

第９章　　附則

第 20 条　本会則に定めのない事項については幹事会において決定する

第 21 条　本会則は平成 19 年６月 15 日よりこれを施行する

内　　規

1.会費は年度２５００円とし、一括納入するものとする

2.慶弔は行わない

３会費を１年間滞納した場合は退会したものとみなし諸案内は行わない

改正２０２２．７．１７

・本会の運営に関わって役員として、永年尽力された方が残念ながらご逝去されたとき、本会から弔慰金（香典など）を家族の方に功績に対しての感謝を込めて贈るものとする。（２２年度、役員会承認事項）